

ID: 5221

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	改善命令（市民緑地設置管理計画）		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第64条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】 法第64条の規定による。 （改善命令） 第64条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局) ⑨ 改善命令 改善命令は、認定計画に従って緑化施設等の整備を行っていないと認める場合に、認定計画に従った緑化施設等の整備を実施するよう指導を行うものであり、認定事業者が改善命令を遵守し、認定計画に従った緑化施設等の整備が確実に行い得るよう、「改善に必要な措置」は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日